

遺体保管施設に関する法整備を求める意見書

平成 26 年 9 月に本市に遺体の一時的な保管を目的とする施設が開設された。

高齢者人口の増加等社会的背景を考慮すると、遺体の一時的な保管施設には一定の必要性が認められるものの、この施設は、住宅に近接し、周辺に保育所があるほか、通学路にも面している場所に建築されており、このような特性を持つ場所で遺体を保管する施設を営業し、多数の遺体の搬出入を行うことは、公衆衛生や交通安全面等に関する不安を周辺住民に与えかねない。

現在、遺体の火葬又は埋葬を行うまでの間の保管方法及び業としてこれを行うことについての法的な規制がないために、遺体保管施設に関わる地域での紛争が生じており、遺体保管を目的とする施設の必要性と近隣住民が平穏に安心して暮らせる生活環境との調整を図るための法的な整備が急務となっている。

よって、国におかれては、遺体の保管施設を取り巻く現状を深刻に受け止め、住民が平穏に安心して暮らせる良好な生活環境との調和を図るための適切な法整備を速やかに行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

小笠原諸島周辺海域における中国船の領海侵犯及び違法操業への対応を求め  
る意見書

今年に入り、日本の排他的経済水域の3割を占める小笠原諸島周辺海域においてサンゴの密漁が目的と見られる多数の中国船が出没し、その数は9月以降、一時期200隻を数えるに至った。

これにより、貴重なサンゴが不法に失われるだけでなく、漁具が壊されるなど地元漁船の操業が妨害され、廃棄物が海洋に不法投棄されるなど、小笠原の漁業及び周辺環境への被害は甚大なものとなっている。

また、島民は、中国船の船員らが不法に上陸することを懸念し、大きな不安を抱えており、これらの問題については、本市の市民を始め国民から重大な関心が寄せられている。

こうした中国船による違法行為から世界自然遺産にも登録された小笠原の豊かな自然、漁場、島民の暮らし、領土及び領海を守るのは国が果たすべき基本的な責務である。

よって、国におかれては、日本の周辺水域における水産資源の保全を図り、日本の国益を守るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 中国政府に対し、引き続き厳重な抗議を行うこと。
- 2 小笠原の漁業が受けた被害の実態及び海洋環境への影響について調査を行うこと。
- 3 小笠原諸島周辺海域に中国のサンゴ密漁船を侵入させることのないよう、海上保安庁、水産庁、警察庁等の関係省庁が連携して、船舶及び人員の拡充を図り、徹底的な検挙を行う等、漁業取締体制の一層の充実・強化に取り組むこと。
- 4 小笠原諸島周辺の警戒監視体制を強化するため、拠点としての港湾整備、十分な人員の常駐等、基盤の整備及び装備の充実に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
外務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

女性が輝く社会の実現に関する意見書

国は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、2020年に指導的地位に占める女性の割合30%との目標を掲げ、女性活躍担当相を新設し、先の臨時国会に提出された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案で、国や地方公共団体への責務を設け、国は仕事と家庭の両立を図る環境整備等を定めた基本方針を策定するとした。

また、国や地方自治体に加え従業員が300人以上の企業・団体に対しては、女性の管理職の割合、採用比率及び勤続年数について把握し、分析した結果を勘案した数値目標を盛り込んだ行動計画を定め、公表することを義務付け、公共工事の実施等に当たっても、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしている。

よって、国におかれては、こうした取組を一層進め、女性が輝く社会を実現していくため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を早期に成立させること。
- 2 2020年に指導的地位に占める女性の割合30%の目標を、民間に先駆けて国及び地方自治体が率先して取り組み、毎年その進捗状況を公表するようにすること。
- 3 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や企業支援、在宅テレワークの推進等、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 4 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消に必要な措置を早急に講じること。
- 5 働く女性が妊娠や出産を理由に不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティハラスメントについて、企業等に対して撲滅に向けた行動計画の策定を義務付けること。
- 6 子どもの医療や教育に係る財政的支援や子育て世帯に対する住宅支援等、子どもや子育て環境の充実に向けて、予算や税制を抜本的に見直すこと。
- 7 女性の健康の包括的支援に関する法律案を成立させ、女性特有の疾病予防対策、不妊治療や不育症に対する助成の拡充等幅広い支援を行うこと。
- 8 長時間労働が是正されるよう、働き過ぎ防止のための取組を進めるとともに、長時間労働抑制のため必要なものについて、所要の法的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
女性活躍担当大臣

意見書案第12号

沖縄辺野古新基地建設工事の即時中止と移設の断念を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年12月9日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵
	〃	粕谷葉子

## 沖縄辺野古新基地建設工事の即時中止と移設の断念を求める意見書

沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設について、沖縄県民はもとより国民の間で反対の世論が高まる中、これを最大の争点として戦われた11月16日の沖縄県知事選挙で、新基地建設反対を掲げる前那覇市長が圧勝し、新基地建設推進の現職知事が敗れたことにより、沖縄県民の民意がはっきりと示される結果となった。

沖縄県には、国土面積に占める割合が0.6%であるにもかかわらず全国の在日米軍専用施設及び区域の74%が集中し、昭和47年の復帰以後の米兵の犯罪は判明しているだけでも約6千件近くあり、爆音被害や米軍機の事故も跡を絶たない。

昨年1月、沖縄県内全41自治体の代表者が、建白書を沖縄県民の総意として国に提出し、オスプレイの配備撤回や普天間基地の閉鎖・撤去を要求し、辺野古への基地移設の断念を求めたにもかかわらず、国はこれを無視し、新基地建設工事着手を強行したため、今年9月3日、沖縄県議会は、工事の即時中止を求める意見書を賛成多数で可決し、民意を改めて示した。

さらに、財政の厳しさが強調され、増税路線が敷かれる中、今年3月、防衛大臣が、辺野古への基地移設にかかる費用総額について「少なくとも3,500億円以上と見込んでいる」と述べるなど、この米軍新基地建設費用が多額の税金で賄われることについて、沖縄県民のみならず、国民の怒りを呼び起こしている。

このように国民の間でも高い関心を集める中、沖縄防衛局が、官房長官の「辺野古移設を粛々と進めたい」との発言を受け、沖縄県知事選挙の3日後にもかかわらず仮設栈橋等の建設工事を再開したことは、民意を無視し、民主主義を否定するものであり、到底容認できるものではない。

よって、国におかれては、沖縄県民の意思及び全国で広がる世論を強く受け止め、新基地建設工事を直ちに中止し、辺野古への基地移設を断念されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣